

社会福祉法人 長野原町社会福祉協議会

## 災害・火災見舞い規程

(目的)

第1条 この規程は、不慮の事故により、災害・火災にあった世帯を見舞い励ますことを目的とする。

(対象世帯)

第2条 長野原町に1年以上居住し、全壊・全焼世帯とする。

(見舞金)

第3条 見舞金は、一世帯20,000円とする。

(その他)

第4条 この規程以外のことは会長が決定する。

付 則

この規程は、昭和62年11月30日から施行する。